

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

平成25年7月22日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

世田谷区介護保険事業計画作成のための実態把握支援業務委託

#### (2) 業務内容

本件は、第6期介護保険事業計画の策定及び今後の施策に向けた、世田谷区介護保険被保険者及び区内介護事業者の実態把握の支援業務を委託するものである。

※詳細は募集説明書を参照のこと。

#### (3) 履行期間

平成25年10月～平成26年3月31日まで（予定）

### 2 参加資格

介護保険に関する社会調査の実施に意欲と遂行能力を有する法人であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 平成22年度以降、世田谷区と同等規模程度の基礎自治体（特別区、政令市又は中核市）から高齢者施策に関する社会調査業務を受託し、実施した実績があること。

### 3 提案書の提出者を選考するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

### 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実態把握のコンセプトや方針が明確であり、世田谷区の条例や計画等に沿った内容となっているか。
- (2) 本件業務と同種の業務を行った実績があるか。
- (3) 実施体制に優れた点があるか（配置人材、配置職種、経験等）。
- (4) 企画書の内容は、課題認識が十分か、有効性があるか。
- (5) 見積り金額は妥当であるか。

## 5 手続き等

### (1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区役所第2庁舎1階  
世田谷区地域福祉部介護保険課  
電話 03-5432-2299

### (2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- ①交付期間 平成25年7月22日(月)から8月5日(月)
- ②交付場所及び方法 世田谷区ホームページにて公開(※ダウンロード可能)  
または、5(1)の窓口で配付

### (3) 参加表明書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 平成25年7月22日(月)から8月5日(月)【午後5時必着】まで  
(受付時間：午前9時～午後5時(ただし、土日を除く。))
- ②提出場所 5(1)に同じ。
- ③提出方法 持参に限る。

### (4) 提案書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 平成25年8月6日(火)から9月3日(火)【午後5時必着】まで  
(受付時間：午前9時～午後5時(ただし、土日祝日を除く。))
- ②提出場所 5(1)に同じ。
- ③提出方法 持参に限る。

## 6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5(1)に同じ。
- (6) 本件の提案における虚偽の記載その他不正な行為が判明した場合、その提案は無効とする。
- (7) 提案書の提出期限後における提案書の訂正又は差し替え、追加提出等は認めない。
- (8) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (9) 詳細は説明書による。